

公共交通EV車両導入支援事業費補助金のご案内

大分県では、電気自動車の導入支援を行っています。

※電気自動車・・・EVバス、EVタクシー及びプラグインハイブリッドタクシー

1.申請受付期間

令和8年4月20日(月) ~ 令和8年12月28日(月)

2.対象者

- ・県内に営業所がある公共交通事業者
- ・県内に営業所がある公共交通事業者に車両を貸与する事業者のうち、令和9年2月末までに納品予定のあるもの

※納品が令和9年2月末を過ぎる場合は、補助対象外となります。

3.対象補助経費

- ①電気自動車の購入費
- ②電気自動車用充電設備等購入・設置費

※②のみの導入については、補助対象外となります。

4.過去の導入事例

EVバス



大分バス株式会社

EVタクシー



第一交通株式会社

(当事業の問い合わせ窓口)

大分県企画振興部交通政策局 地域交通・物流対策室

☎:097-506-2153

✉:a10540@pref.oita.lg.jp

公共交通EV車両導入支援事業費補助金のご案内

県の補助金は、独自の上限を設けております。

国の補助金と併用可能

5-①.補助割合(バスの場合)

通常枠 ※国の補助金と併用する場合、国+県で2/3以内

(車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 1/3 (上限 1,800万円)

(充電設備) 補助金額 = 設置費用・工事費用 × 1/3 (上限 150万円)

賃上げ枠 ※国の補助金と併用する場合、国+県で3/4以内

(車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 5/12 (上限 2,250万円)

(充電設備) 補助金額 = 設置費用・工事費用 × 5/12 (上限 187.5万円)

5-②.補助割合(タクシーの場合)

通常枠 ※国の補助金と併用する場合、国+県で2/3以内

(EV車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 1/10 (上限 50万円)

(PHEV車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 1/10 (上限 40万円)

(充電設備) 補助金額 = 設置費用・工事費用 × 1/10 (上限 30万円)

賃上げ枠 ※国の補助金と併用する場合、国+県で2/3以内

(EV車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 1/5 (上限 100万円)

(PHEV車両) 補助金額 = 車両本体価格 × 1/5 (上限 80万円)

(充電設備) 補助金額 = 設置費用・工事費用 × 1/5 (上限 60万円)

※賃上げ枠とは、事業完了後に正社員一人当たりを支払う平均賃金が、事業実施前年の4月と比較して、1.5%以上上昇している場合が要件となります。

6.申請の流れ

補助対象車両かの確認も含めて、事前相談を行うことをおすすめします。

① 交付申請

② 交付決定

③ 納品

④ 実績報告

⑤ 額の確定通知

⑥ 交付請求

※「②交付決定」前の着手(発注)は補助の対象外となります。

交付申請に必要な書類については、大分県庁HPをご覧ください。

